

ごみを減らしましょう

監視カメラが見た!ルール違反!

町では、「不法投棄やルール違反」が多いごみ集積所に監視カメラを設置しています。

今回は、高画質な監視カメラが捉えたルール違反を紹介します。

ごみ出し時間のルール違反



夜間排出が多く見受けられました。

ごみ出し時間を守らないと、カラス被害を受けたり、放火される危険もあります。

- ごみ出しは、必ず時間(当日朝7時~8時)を守りましょう。

一時多量ごみや事業系ごみ

引越しなどの一時多量ごみや、事業系ごみは町内の集積所に出せません。

- 町の許可業者に処理を依頼してください。



不法投棄は犯罪です。5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金に処せられることがあります。

この案件は、写っていた車のナンバーから警察の協力を得て廃棄者の特定ができ、指導することが出来ました。

もしも、不法投棄を見つけたときは車のナンバーを控えるなど、ご協力ください。

- 燃える大型ごみや金物がレキを出す時は「資源とごみのカレンダー」をご覧ください、ご不明点は、環境経済課へお問合せください。

ごみ出しのルールを守り、清潔で美しいまちづくりを目指しましょう。

☎環境経済課 ☎388-1114

知ろう 備えよう 防災対策

避難行動要支援者制度のご案内

町では、災害が起こった時に避難の支援を必要とする方(要支援者)の名簿を作成し、自主防災会(町内会)などの避難支援機関への情報提供に同意された要支援者の名簿を提供しています。

避難支援機関は要支援者の避難のサポートや安否確認に名簿を活用し、地域防災力の向上を図っています。

近隣に避難支援が必要だと思われる方がいる場合は、平時から声掛けなどを行ってお互いに顔がみえる関係を築くなど、地域の中で「見守り」「助け合い」を行いましょう。

名簿の登録対象者

- ①要介護認定者(要介護度3・4・5)
- ②独居高齢者の方(65歳以上)
- ③高齢者世帯の方(65歳以上の高齢者のみ世帯)
- ④身体障害者手帳所持の方(身体障がい者「1級」または「2級」)
- ⑤療育手帳所持の方(知的障がい者「A1」または「A2」)
- ⑥精神障害者保健福祉手帳所持の方(1級)

名簿の登録方法

総務課に「笠松町避難行動要支援者登録届出書」(町ホームページからダウンロード可能)をご提出ください。



▲制度詳細はこちら

☎総務課 ☎388-1111